

価値ある出会いで、未来は変わる。



在籍型出向 ガイドブック



withコロナ時代の 新しい働き方を 応援します！



在籍型出向とは？

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。

出向の目的

- 人事配置、人事交流
- 経営指導
- 技術指導
- 雇用調整
- 出向労働者のキャリア形成、能力開発
- 中高年層の処遇、雇用対策 など

/ 在籍型出向のメリット /

出向元

- ☑ 従業員を解雇せずに雇用が維持でき、労務費を抑制できる。
- ☑ 企業間の連携や人材交流による企業力の強化が図れる。

- ・ 労務費を大幅に削減できた！
- ・ 出向者が新たな能力を身につけて帰ってきてくれた！



出向先

- ☑ 良質な人材が確保され、求人に係る費用が軽減できる。
- ☑ 技術指導や援助を受け、職場のレベルアップが図れる。

- ・ 期間従業員と比べて出向元の社名を背負っており、責任感がある。安全意識も高く、業務の習熟が早い！
- ・ 経営に直結する人材を充足でき、経営基盤の強化が実現できた！



/ 在籍型出向と労働者供給の関係 /

■労働者供給とは？

労働者供給は、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させるもの（労働者派遣※に該当するものを除く。）をいいます。※労働者派遣法第2条 第1号の「労働者派遣」を指します。

労働者供給を「業として行う」ことは、職業安定法第44条により禁止されています。

■一般的な在籍型出向の取扱い

在籍型出向の形態は、労働者供給に該当するものですが、
①労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する
②経営指導、技術指導を実施する
③職業能力開発の一環として行う
④企業グループ内の人事交流の一環として行う
等のいずれかの目的があるものについては、基本的には、「業として行う」ものではないと判断されます。

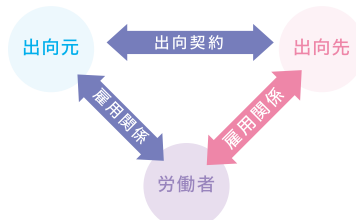
■コロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小等を行う事業主が、人手不足等の事業主との間で在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図るために行う取組みについては、基本的には、上記①に類するものとして、「業として行う」ものではないと考えられます。

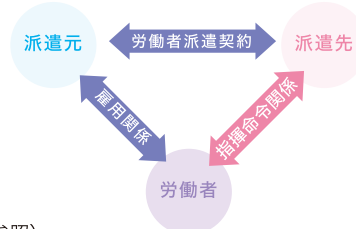
なお、例えば、当初から出向させることを目的として雇い入れて出向を命じたり、コロナの影響がなくなった後に新たに出向を命じたりするなど、コロナ禍の雇用維持の目的と考えられる範囲を超えることのないよう、留意が必要です。

在籍型出向は、出向先企業と出向労働者との間に雇用契約関係があるため、労働者派遣には該当しません。（右図参照）

在籍型出向（形態は労働者供給に該当）



労働者派遣



在籍型出向の流れ

在籍型出向は、労働者の個別的な同意、または就業規則等の社内規程に基づき行う必要があります。そして、在籍型出向をするにあたっては、出向の必要性や出向期間中の労働条件等について、出向先企業や労働者とよく話し合った上で、出向契約の内容や出向期間中の労働条件等を明確にしておくことが重要です。

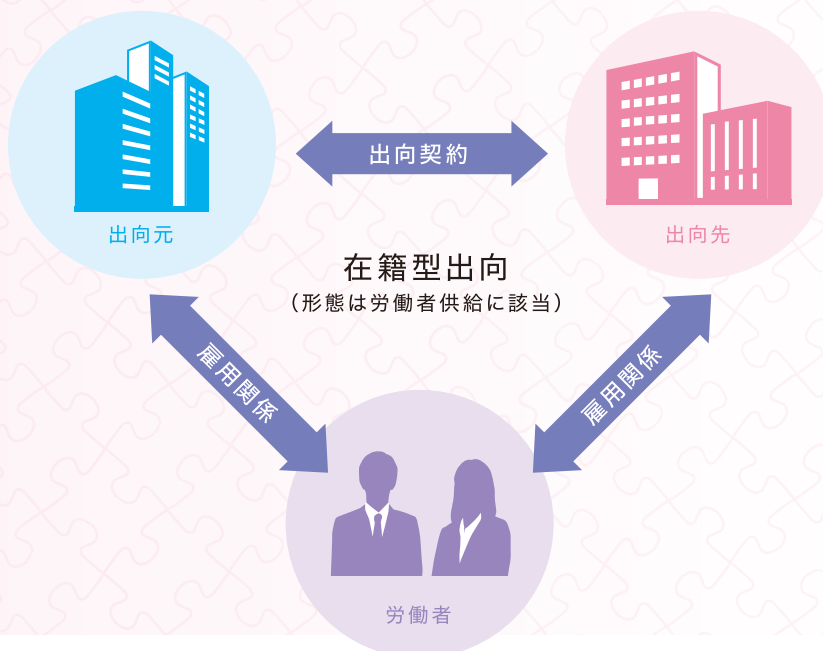




労働者

- ☒ 休業しているよりも、別の会社で働くことで自社では得ることのできない経験ができ、能力向上につながる。
- ☒ 出向先で新しい技術、企業風土を吸収し、出向元で活かすことができる。

- ・新しい仕事ができ、良い刺激になった！
- ・自分の会社で役に立つものが見つかった！



/ 公益財団法人産業雇用安定センターについて /

約500人のコンサルタントと全国ネットワークの情報網で失業期間なしの人材マッチングを目指す、再就職・出向の支援をする専門機関です。

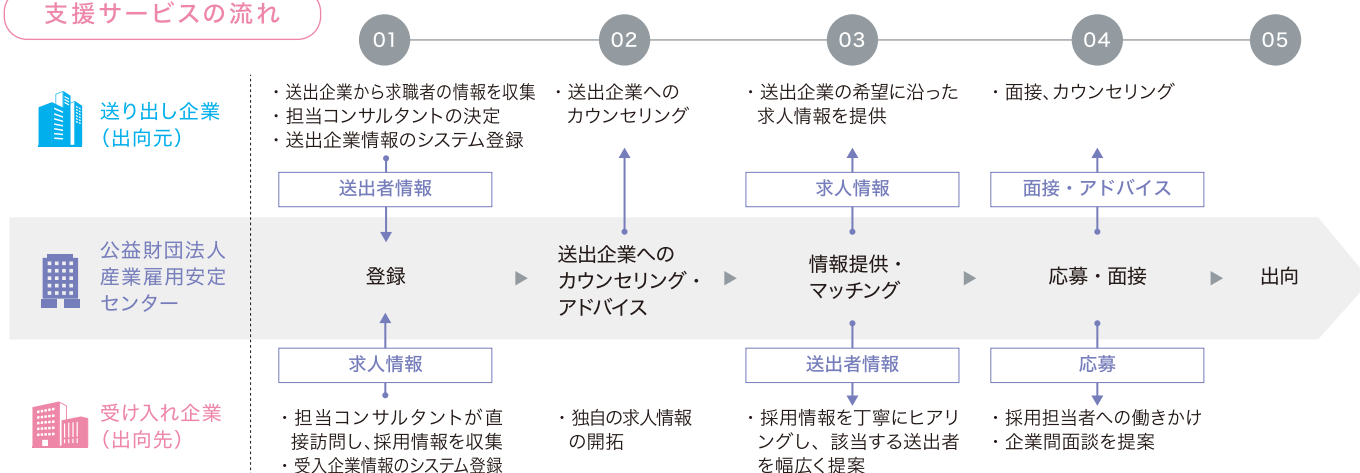
雇用を守る出向支援プログラム2020

～雇用シェア(在籍型出向制度)を活用して
一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業との間で雇用シェア(在籍型出向制度)を活用した出向支援を無料で行います。



支援サービスの流れ



/ 在籍型出向の事例について /



コロナが同業種の企業の景況に影響を与えていることから、異業種の企業へ出向している事例が見られます。また、大企業だけでなく、規模の小さな企業であっても出向に取り組んでいる事例があります。

事例

1

旅客自動車運送業 >>>> 貨物自動車運送業

送出企業 観光バス会社

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

— 企業規模: 29人以下

出向期間

5か月

出向労働者

2名

受入企業 精密部品運送会社

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。

— 企業規模: 29人以下

事例

2

旅館・ホテル業 >>>> 食肉加工・販売・飲食業

送出企業 リゾートホテル

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。

— 企業規模: 100人~299人

出向期間

6か月

出向労働者

2名

受入企業 レストラン

食肉加工の直営レストランを経営している。調理人を正社員として採用したいと考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、同じ地域の企業のお役に立つことを意図して出向受入に切り替えることとした。

— 企業規模: 30人~49人

事例

3

金属材料製造業 >>>> 製麺業

送出企業 金属材料製造業

コロナの影響により需要が落ち込んでいる。熟練工の雇用維持を図りたい。

— 企業規模: 50人~99人

出向期間

2か月

出向労働者

13名

受入企業 製麺業

これまで人手不足が続いており苦慮してきた。特に冬場の人員確保は深刻な問題。一時的な出向でもよいので、製麺作業員として受入れたい。

— 企業規模: 50人~99人

事例

4

空港関連サービス業 >>>> 自動車・同付属品製造業

送出企業 グランドハンドリング業

空港での各種の地上支援業務を行っているが、国際線旅客取扱量が大きく減少していることから、雇用過剰となっている。旅客需要が回復するまで社員の雇用維持を図りたい。

— 企業規模: 300人~499人

出向期間

12か月

出向労働者

76名

受入企業 自動車・同付属品製造業

特定の車種で需要が堅調であることに加え、一部の海外需要が期待できることから、製造ラインの作業員の確保が喫緊の課題であったが、これまで全く想定していなかった業種からの出向受入となった。

— 企業規模: 1万人以上

事例

5

食料品小売業 >>>> 障害者福祉施設

送出企業 食料品小売業

農産品やハムなどの肉加工食品を地域の特産品として取り扱っている。コロナの影響で売り上げが大きく減少しており、社員の雇用維持に苦慮している。

— 企業規模: 29人以下

出向期間

8か月

出向労働者

1名

受入企業 知的障害児入所施設

慢性的な人手不足のため担当社労士に相談したところ、在籍型出向による受入れを提案され、産業雇用安定センターに相談するよう勧められた。

— 企業規模: 50人~99人

事例

6

航空運送業 >>>> 卸・小売業

送出企業 航空運送業

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保して雇用を維持したい。

— 企業規模: 1万人以上

出向期間

6か月

出向労働者

14名

受入企業 卸・小売業

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、店舗での販売員として出向で受け入れたい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

— 企業規模: 5000人~9999人

Q

在籍型出向のメリットを教えてください。

A

在籍型出向により、コロナ禍の中で労働者の雇用の維持が図られることに加え、労働者は自社ではできない経験をすることにより職業能力の向上につながり、出向元企業の経営にとっても業績向上や人材育成といった効果が期待できます。

また、出向先企業にとっても、人材の受入方法の選択肢が広がるとともに、出向労働者の能力発揮によって生産性が向上するなど、職場が活性化する効果が期待できます。

Q

副業・兼業と在籍型出向は
何が違うのでしょうか。

A

副業・兼業は、労働者個人の判断で実施するもので、会社から命令するものではありません。一方、在籍型出向は、会社が労働者に命令して行うものです。ただし、在籍型出向を命じるには、労働者の個別的な同意を得るか、または出向先企業での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則等によって労働者の利益に配慮して整備されている必要があることに留意が必要です。

Q

在籍型出向と労働者派遣は
何が違うのでしょうか。

A

在籍型出向する労働者は、出向元企業と出向先企業の双方と雇用契約を結んでおり、出向先企業の指揮命令を受けます。派遣労働者は、派遣元事業主のみと雇用契約を結び、派遣先は派遣労働者とは雇用契約を結ばず、指揮命令のみ行います。

Q

出向先企業や出向元企業は
どうやって探したらよいのでしょうか。

A

県では、「岡山県在籍型出向マッチング支援サイト」を運営しています。人材の受け入れ・送り出し情報を検索することができますので、ご活用ください。また、産業雇用安定センターにおいて、無料でご相談に応じています。

Q

労働者を出向させるにあたって、出向先企業の
職場環境や仕事の内容に不安があります。

A

出向元企業や労働者の方にとって、出向先企業の職場環境、雰囲気、実際の業務がどのようなものかなど、不安は大きいものです。産業雇用安定センターでは、出向を検討する企業や労働者の方などに、出向先企業の状況を知ってもらうために、双方の企業に職場見学や説明会をご提案することもできます。

Q

当初の出向期間を延長や更新することは
可能でしょうか。

A

出向期間の終期が到来する場合には、出向させた労働者には出向元企業に戻ってもらうことが原則です。ただし、諸般の事情により出向期間を延長したり更新する必要がある場合には、労働者に事情を丁寧に説明し、その意向を十分踏まえた上で、出向元企業と出向先企業で改めて出向契約を締結する必要^{※1}があります。また、出向元企業は労働者に引き続き出向を命じ、出向先企業は労働者との雇用契約^{※2}を更新する必要があります。

※1：個別労働者ごとに、出向契約を締結している場合

※2：有期雇用契約の場合

Q

在籍型出向を行うにあたり、どのように就業規則を整備すればよいのでしょうか。

A

在籍型出向に必要な就業規則の整備や、助成金申請書類の作成等について、社会保険労務士に無料で相談することができます（1回あたり2時間程度、1事業主2回まで）。

詳しくは「岡山県在籍型出向マッチング支援サイト」をご覧ください。

岡山県が実施する在籍型出向の支援制度

岡山県在籍型出向マッチング支援サイトによる個別のマッチング支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時的に休業や事業の縮小を余儀なくされた、または人手不足にお悩みの県内企業同士をつなぎ、人材マッチングを行うポータルサイトです。

簡単登録！



一時的に人材を送り出したい企業も受け入れたい企業も、WEBサイトから簡単に登録できます。

最新情報を 探しやすい！



送り出し・受け入れ企業情報は随時更新！最新の情報がすぐに把握できます。

各種情報への リンクも充実！



様々な働き方について社労士や労働局等のアドバイスが受けられる説明会・相談会、マッチング会の情報も充実しています。



説明会の開催

在籍型出向の活用を考えている県内企業向けに、在籍型出向に関する制度や助成金についての説明会を開催します。

説明会の内容

- (1) 在籍型出向とは（（公財）産業雇用安定センター岡山事務所）
- (2) 在籍型出向を活用する場合の助成金の活用について（岡山労働局）
- (3) 在籍型出向に必要な労務管理等について（岡山県社会保険労務士会）

個別相談会

個別相談ブースにて、在籍型出向や助成金等の相談に対応します。

設置ブース

社会保険労務士、中小企業診断士、岡山労働局、（公財）産業雇用安定センター岡山事務所

マッチング会の開催

在籍型出向の活用を検討している企業が参加できるマッチング会を開催します。企業担当者同士の顔合わせや条件等を話し合う場となるほか、必要に応じて各専門員によるサポートも行います。

最新情報はここらからご確認下さい。

【岡山県在籍型出向マッチング支援サイト】 <https://www.okayama-skmtg.jp/>



社会保険労務士への手続きに関する無料相談

在籍型出向に必要な就業規則の整備や、助成金申請書類の作成等について、社会保険労務士に無料で相談することができます。

※1回あたり2時間程度で、1事業主2回までとなります。

※出向のマッチングを行うものではありません。出向のマッチングについては、(公財)産業雇用安定センターが無料で行っています。

対象となる事業主

送り出し企業

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小などを余儀なくされ、一時的に雇用過剰となった従業員を、雇用の維持を目的として、人材不足の企業等へ出向させることを検討している事業主、もしくは出向させている事業主。

受け入れ企業

在籍型出向により従業員の受入を検討している事業主、もしくは受け入れている事業主。

相談内容

社会保険労務士が、次のような相談対応を行います。

- 例) ● 出向制度に必要な制度整備のアドバイス ● スムーズな労働移動へのアドバイス
- 就業規則変更等のアドバイス ● 助成金に関するアドバイス(産業雇用安定助成金、雇用調整助成金、その他)

申込方法

- 岡山県在籍型出向マッチング支援サイトよりお申し込みください。

岡山県在籍型出向マッチング支援サイト > 支援制度 > 無料の相談窓口



- 岡山県社会保険労務士会のホームページにある「申し込み専用フォーム」よりお申し込みください。

岡山県社会保険労務士会HP > 在籍型出向に関する企業様のご相談



/ 国が実施する在籍型出向の支援制度 /

厚生労働省

産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します(令和3年2月5日創設)。



▲詳しくはこちら

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。



▲詳しくはこちら

経済産業省

人材確保等促進税制

新型コロナウイルス感染症が経済や社会に甚大な影響を及ぼす中、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現に向け、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除措置が講じられます。

※なお、上記の内容は、令和2年12月の政府決定時点のものであり、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。

今後の最新情報はホームページよりお問合せ下さい。

【賃上げ・生産性向上のための税制】 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>



在籍型出向の相談場所

公益財団法人 産業雇用安定センター

- 企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。
- 設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。
- コロナの影響により、一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業の皆さんに対して出向のマッチングを無料で行います。
- 全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業の皆さんからの相談に応じています。

問い合わせ先

公益財団法人 産業雇用安定センター 岡山事務所

〒700-0826
岡山市北区磨屋町10-20 磨屋町ビル4階
TEL. 086-233-3081
FAX. 086-233-1227



都道府県労働局・ハローワーク

産業雇用安定助成金や雇用調整助成金といった在籍型出向に対する助成制度についてのご相談や申請は、出向元企業の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークで受け付けています。



問い合わせ先

岡山労働局 職業対策課

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3F
TEL. 086-801-5107 FAX. 086-801-4527

ハローワーク岡山

〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20
TEL. 086-241-3222 FAX. 086-243-9255

ハローワーク津山

〒708-8609 津山市山下9-6
TEL. 0868-22-8341
FAX. 0868-25-0264

ハローワーク美作

〒707-0041 美作市林野67-2
TEL. 0868-72-1351
FAX. 0868-72-6559

ハローワーク倉敷

〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1
TEL. 086-424-3333
FAX. 086-427-1060

ハローワーク総社

〒719-1131 総社市中央3-15-111
TEL. 0866-92-6001
FAX. 0866-92-6006

ハローワーク児島

〒711-0912 倉敷市児島小川町3672-16
TEL. 086-473-2411
FAX. 086-473-3050

ハローワーク玉野

〒706-0002 玉野市築港2-23-12
TEL. 0863-31-1555
FAX. 0863-32-4625

ハローワーク和気

〒709-0451 和気郡和気町和気481-10
TEL. 0869-93-1191
FAX. 0869-92-0069

ハローワーク備前

〒705-0022 備前市東片上227
TEL. 0869-64-2340
FAX. 0869-63-1384

ハローワーク高梁

〒716-0047 高梁市段町1004-13
TEL. 0866-22-2291
FAX. 0866-22-0474

ハローワーク新見

〒718-0003 新見市高尾2379-1
TEL. 0867-72-3151
FAX. 0867-72-8488

ハローワーク笠岡

〒714-0081 笠岡市笠岡5891
TEL. 0865-62-2147
FAX. 0865-63-5409

ハローワーク西大寺

〒704-8103 岡山市東区河本町325-4
TEL. 086-942-3212
FAX. 086-942-7580

令和3年度 在籍型出向マッチング機会創出事業（岡山県委託事業）

委託先：岡山県中小企業団体中央会

岡山市北区弓之町4-19-202 TEL.086-224-2245 FAX.086-232-4145

制作：株式会社キャリアプランニング

監修：岡山労働局、公益財団法人産業雇用安定センター岡山事務所



<https://www.okayama-skmtg.jp/>